

【資料1】検討対象とする施設使用料一覧

No.	所管部	名 称	対象施設名	対象設備等	根拠	検討対象	対象外とする理由 ※
1	総務	行政財産使用料	定めのない行政財産	土地、建物	あきる野市行政財産使用料条例	×	(4)
2	総務	自動販売機等設置使用料	各種公共施設	ATM、自動販売機、印刷機、組合事務所、地図案内板、エレベーター壁面等	あきる野市行政財産使用料条例	×	(4)
3	総務	福祉会館使用料	福祉会館	ホール、会議室、娯楽室、料理講習室、講習室、クラブ室	あきる野市福祉会館条例	○	
4	総務	公共施設使用料	各種公共施設	駐車場	あきる野市公共施設内における自家用通勤自動車の駐車に関する取扱基準	×	(2)
5	総務	コミュニティ会館使用料	小宮会館、戸倉会館、代継会館、北伊奈会館	会議室、和室、休憩室	あきる野市コミュニティ会館条例	○	
6	総務	学習等共用施設使用料	二宮地区会館、千代里会館、御堂会館、鳥居場会館、玉見会館、野辺地区会館、草花台会館、楓ヶ原会館、増戸会館	会議室、学習室、保育室、休養室、集会室	あきる野市学習等供用施設の設置及び管理に関する条例	○	
7	総務	テレビ共同受信施設使用料	小宮地区、深沢地区、五日市中部地区、五日市南部地区及び菅生地区のテレビ共同受信施設	テレビ共同受信施設	あきる野市テレビ共同受信施設の設置及び管理に関する条例	×	(2)
8	市民	五日市会館使用料	五日市会館	第1控室、第2控室、ホール、備品等	あきる野市五日市会館条例	○	
9	市民	五日市地域交流センター使用料	五日市地域交流センター	会議室、研修室、録音室、展示室、茶室、リハーサル室、まほろばホール	あきる野市地域交流センターの設置及び管理に関する条例	○	
10	市民	五日市保健センター使用料	五日市保健センター	栄養相談室、講義室、会議室	あきる野市保健相談センターの設置及び管理に関する条例	○	
11	環境農林	小宮ふるさと自然体験学校使用料	小宮ふるさと自然体験学校	多目的ルーム、図書室、音楽室等	あきる野市小宮ふるさと自然体験学校の設置及び管理に関する条例	○	
12	環境農林	農業会館使用料	農業会館	展示室、会議室、研修室、集会室	あきる野市農業会館の設置及び管理に関する条例	○	
13	環境農林	戸倉運動場使用料	戸倉運動場	戸倉運動場	あきる野市戸倉運動場の設置及び管理に関する条例	○	
14	商工観光	五日市ひろば使用料	五日市ひろば	五日市ひろば	あきる野市五日市ひろばの設置及び管理に関する条例	○	
15	商工観光	戸倉体験研修センター使用料	秋川溪谷戸倉体験研修センター	研修室、家庭科室、図工室、グラウンド、体育館、宿泊施設	あきる野市戸倉体験研修センターの設置及び管理に関する条例	△	(2) 一部
16	商工観光	ふるさと工房五日市利用料	ふるさと工房五日市	展示コーナー、多目的室、貸し自転車	あきる野市ふるさと工房五日市の設置及び管理に関する条例	○	

【資料1】検討対象とする施設使用料一覧

No.	所管部	名 称	対象施設名	対象設備等	根拠	検討 対象	対象外と する理由 ※
17	商工観光	瀬音の湯利用料	秋川溪谷 瀬音の湯	浴室、研修室、和室、宿泊施設	あきる野市十里木・長岳観光施設の設置及び管理に関する条例	×	(2)
18	健康福祉	菅生交流会館使用料	菅生交流会館	ホール、会議室、和室	あきる野市菅生交流会館の設置及び管理に関する条例	○	
19	健康福祉	ふれあいセンター利用料	秋川ふれあいセンター	第1会議室、第2会議室、第3会議室、寿の間、ふれあいホール	あきる野市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例	○	
20	健康福祉	秋川健康会館使用料	秋川健康会館	講習室、相談室	あきる野市保健相談センターの設置及び管理に関する条例	○	
21	こども家庭	児童館・学童クラブ使用料	若竹児童館、若葉児童館、南秋留児童館、一の谷児童館、多西児童館、五日市児童館、五日市児童館増戸分室、前田児童館	集会室、遊戯室、図書室、育成室、ホール	あきる野市児童館条例	○	
22	こども家庭	児童館・学童クラブ使用料	若竹学童クラブ、若葉学童クラブ、五日市第1学童クラブ、五日市第2学童クラブ、増戸第1学童クラブ、増戸第2学童クラブ、南秋留第1学童クラブ、南秋留第2学童クラブ、屋城学童クラブ、一の谷学童クラブ、草花第1学童クラブ、草花第2学童クラブ、前田学童クラブ、多西第1学童クラブ、多西第2学童クラブ、秋留台学童クラブ	遊戯室、図書室、育成室	あきる野市学童クラブ条例	○	
23	こども家庭	公立保育所保育料	神明保育園、屋城保育園、すぎの子保育園	保育	子ども・子育て支援法 あきる野市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例	×	(1)
24	こども家庭	公立保育所延長保育料	神明保育園、屋城保育園、すぎの子保育園	延長保育	あきる野市立保育園延長保育事業実施規則	×	(2)
25	こども家庭	病児・病後児保育料	秋川流域病児・病後児保育室	病児・病後児保育	あきる野市病児・病後児保育室の設置及び管理に関する条例	×	(2)
26	都市整備	公営住宅使用料	草花公園タウン、秋留野ハイツ、雨間ハイツ、山田ハイツ、伊奈ハイツ	家賃	公営住宅法 あきる野市営住宅条例	×	(1)
27	都市整備	公営住宅駐車場使用料	草花公園タウン駐車場	駐車場		×	(1)
28	都市整備	駅前駐車施設使用料	秋川駅北口駐車場、武蔵五日市駅前駐車場、武蔵増戸駅南口駅前駐車場	駐車場	あきる野市駅前駐車場施設の設置及び使用に関する条例	×	(4)

【資料1】検討対象とする施設使用料一覧

No.	所管部	名 称	対象施設名	対象設備等	根拠	検討対象	対象外とする理由 ※
29	都市整備	道路占用料	道路	道路	あきる野市道路占用料徴収条例	×	(1)
30	都市整備	特定公共物占用料	市有地で、河川法を適用しない河川や道路法を適用しない道路など	河川、道路、湖沼、水路など	あきる野市特定公共物管理条例	×	(3)
31	都市整備	下水道使用料	下水道	下水道	あきる野市下水道条例	×	(3)
32	都市整備	市立公園占用料	公園	公園	あきる野市立公園条例	○	
33	都市整備	小峰グラウンド使用料	小峰グラウンドソフトボール場	小峰グラウンドソフトボール場	あきる野市立公園条例 あきる野市立公園条例施行規則	○	
34	教育	小・中学校施設使用料	小・中学校	校庭、テニスコート、体育館、クラブハウス武道場及びクラブハウス談話室	あきる野市立学校施設使用条例 あきる野市立学校施設の開放に関する規則	○	
35	教育	市営運動場使用料	総合グラウンド、市民運動広場、山田グラウンド、市民球場、小和田グラウンド、油平クラブハウス、秋川グリーンスポーツ公園、いきいきセンター、秋川体育館、五日市ファインプラザ、市民プール	体育室、トレーニング室、柔道場、剣道場、弓道場、屋内水泳場、研修室、集会室、サウナ室、野球場、テニスコート等	あきる野市体育施設の設置及び管理に関する条例	○	
36	教育	あきる野市民文化ホール使用料	秋川キララホール	ホール、リハーサル室、備品等	あきる野市民文化ホールの設置及び管理に関する条例	○	
37	教育	公民館使用料	中央公民館	研修室、和室、実習室、集会室、市民ギャラリー等	あきる野市公民館の設置及び管理に関する条例	○	
38	教育	産業文化複合施設利用料	あきる野ルピア	ルピアホール、展示室、集会室、学習室等	あきる野市産業文化複合施設の設置及び管理に関する条例	○	
39	教育	東部図書館使用料	東部図書館エル	会議室、和室、学習室、エルホール	あきる野市図書館設置条例	○	

※ 道路使用料、図書館使用料、公園使用料など、現在のところ、使用料を徴収しないことが通例となっている施設については、一覧から除外しています。

- ※ (1)法令等により基準が設定されているもの(市営住宅の家賃等)
(2)周辺自治体との協定や広域的な連携、周辺の民間施設との均衡保持、政策的な判断などに基づき設定されているもの(秋川渓谷瀬音の湯の入浴料等)
(3)公共性とともに経済性を発揮しながら運営する必要があるため、独自の基準により設定されているもの(下水道料金、駐車場料金)
(4)固定資産の評価額から算出されるもの(行政財産使用料等)